

名城大学 法学部

創立60周年 記念講演会

地域主権改革と ローカル・ルール

日時 平成22年11月28日(日) 15時00分～17時30分
場所 名古屋観光ホテル3階 那古(東)の間
参加費 無料 *参加には事前申し込みが必要となります。

法的権限の拡充など大きな成果を挙げた第1次地方分権改革(2000年)から10年、さまざまな改革や議論を経て、現在、「地域ことは地域で決める」という理念の下で「地域主権改革」が進められている。

この一連の改革において鍵を握るのは、自治体が拡充した権限を生かして地域づくりや住民自治を進める「政策法務」の取組みである。20年前に提唱された政策法務の考え方の下で、まちづくり条例、自治基本条例など多くの条例がつくられるようになったが、条例制定権の限界や法令の規律密度など限界も少なくない。

はたしてわが国で「分権型社会」はどこまで実現したのか、現在の地域主権改革は成功を収めることができるのか、そして政策法務の展開にはなにが必要なのか、市民と自治体の課題として考えてみたい。



●基調講演
磯崎 初仁 教授
中央大学法学部
同大学院公共政策研究科

●シンポジウム

コメンテーター **磯崎 初仁** 教授
昇 秀樹 教授 (名城大学都市情報学部)
安本 典夫 教授 (名城大学法学部)
コーディネーター **伊川 正樹** 准教授 (名城大学法学部)

- 申込方法:お名前とご連絡先をご記入の上、EメールもしくはFAXにてお申し込みください。
- 申込締切:平成22年11月25日(木)
- 申込・問合せ:名城大学法学部事務室 TEL:052-838-2050
E-mail:hhshomu@ccmails.meijo-u.ac.jp FAX:052-837-1971

【名城大学法学部ホームページ】<http://law.meijo-u.ac.jp>



〈名古屋観光ホテル〉 ☎052-231-7711(代)

■会場への交通/
名古屋市営地下鉄 東山線・鶴舞線「伏見」下車
10番出口より徒歩2分、東山線栄方面からは、
8、9番出口をご利用ください。